

賃上げ加点措置の表明・評価の対象期間

※前年度の表明期間が次年度の契約月と重複していても契約年度が異なるため、前年度の期間の次の期間での表明が必要。
 ※各会計年度毎に契約する工事・業務において、契約予定月に該当する企業会計年度の期間を基準として翌年との比較
 ※企業の事業年度による場合、契約予定月に属する企業の事業年度を賃上げ表明期間とし、その前年度の企業の事業年度と比較します。

(例)令和6年3月に契約する工事・業務の場合、下表の赤線箇所と重なる企業会計年度が該当

調達機関が契約する 会計年度				令和4年度に契約												令和5年度に契約												令和6年度に契約												令和7年度に契約											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
暦年表明 (1～12月)				令和 4 年												令和 5 年												令和 6 年												令和 7 年											
事業 年度 表明	企業の事業年度 4月～3月 (3月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度												令和 7 年事業年度													
	企業の事業年度 5月～4月 (4月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 6月～5月 (5月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 7月～6月 (6月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 8月～7月 (7月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 9月～8月 (8月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 10月～9月 (9月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 11月～10月 (10月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 12月～11月 (11月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 1月～12月 (12月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 2月～1月 (1月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									
	企業の事業年度 3月～2月 (2月決算)	令和 4 年事業年度												令和 5 年事業年度												令和 6 年事業年度																									